

● 法改正に伴う特定化学物質標識のご案内 ●

【改定特化則(令和5年10月1日施行)に準じた】

特定化学物質標識を製作致します



化学物質の管理が変わりました。

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則の一部を改正しました。
(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))
そのうちの特定化学物質等障害予防規則(特化則)でも一部改正があり第三十八条の三では有害性のある全ての特定化学物質は作業場への掲示が義務となりました。(令和5年10月1日施行)
掲示内容は作業現場により異なり SDS(安全データシート)が基になります。



詳細はこち
り

第三十八条の三(掲示)

事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。
一 特定化学物質の名称
二 特定化学物質により生ずるおそれのある疾患の種類及びその症状
三 特定化学物質の取扱い上の注意事項
四 次条に規定する作業場(次号に掲げる場所を除く。)にあつては、使用すべき保護具
五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具
イ 第六条の二第一項の許可に係る作業場(同項の濃度の測定を行うときに限る。)
ロ 第六条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場

ハ 第二十二条第一項第十号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
ニ 第二十二条の二第一項第六号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
ホ 金属アーケン溶接等作業を行う作業場
ヘ 第三十六条の三第一項の場所
ト 第三十六条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講すべき場所
チ 第三十八条の七第一項第二号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
リ 第三十八条の十三第三項第二号に該当する場合において、同条第四項の措置を講ずる作業場
ヌ 第三十八条の二十第二項各号に掲げる作業を行う作業場
ル 第四十四条第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場

手順 01 サイズを選択してください

硬質樹脂 塩ビ 1.0t 4φ-4

| 特定化学物質障害予防規則第38条の3に定める掲示 | |
|-------------------------------|---|
| 物質名: | 塩酸 |
| 特定化学物質により生ずるおそれのある疾患の種類及びその症状 | |
| 疾病的種類 | 皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肺障害、呼吸器感作性、歯牙障害(歯肉潰瘍) |
| 症 状 | 目の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚搔癢感(かゆみ)、皮膚發赤、せき、鼻汁、鼻・喉の痛み、胸痛、呼吸困難、口腔内の痛み、歯痛 |
| 特定化学物質の取扱い上の注意事項 | |
| 技術的対策 | アルカリ性物質との接触を避ける。有害物質との接触を避ける。可燃物及び還元剤との接触を避ける。熱供給装置を使用すること。 |
| 注意事項 | 目に入れた場合は水で十分に洗浄すること。皮膚に付いた場合は、手・顔をよく洗い、充分に水洗すること。鼻に付いた場合は、鼻をよく洗い、充分に水洗すること。耳に付いた場合は、耳をよく洗い、充分に水洗すること。皮膚に付いた場合は、手袋やゴム手袋等の保護具を持ち込んでください。取扱い場所では手袋やゴム手袋等の保護具を持ち込んでください。取扱い場所には保護服はじめのゴム手袋を着用すること。皮膚・眼・鼻・耳の保護眼鏡を着用すること。 |
| 保管条件 | 容器は遮光し、熱湯のよいならべる涼しい場所に遮蔽して保管する。施錠して保管。 |
| 使用すべき保護具等 | |
| 呼吸器用保護具 | 防性ガスマスク |
| 手の保護具 | 不透過性保護手袋 |
| 眼の保護具 | 側面付式保護眼鏡(必要によりゴーグル型または全面保護眼鏡) |
| 皮膚及び身体の保護具 | 長袖作業衣 |
| 応急措置 | |
| 吸入した場合 | 新鮮な空気のある場所へ移すこと。症状が軽く場合には、医師に連絡すること。 |
| 皮膚についての場合 | すぐに石鹼と大量の水で洗浄すること。症状が悪く場合には、医師に連絡すること。 |
| 目に入った場合 | 弱い入った場合、弱分散乳化液を付けて洗浄すること。もしくはコットンを被せていて、容易に取り外せるなら、取り外す。その後も洗浄を続ける。直ちに医師の手当を受ける必要がある。 |
| 飲み込んだ場合 | 口をすすぐ。意識がない人の口には何も与えないこと。ただちに医師もしくは毒物管理センターに連絡すること。医師の指示ない場合は、無理に吐かせないこと。 |

| 特定化学物質障害予防規則第38条の3に定める掲示 | |
|-------------------------------|---|
| 物質名: | ① |
| 特定化学物質により生ずるおそれのある疾患の種類及びその症状 | |
| 疾病的種類 | ② |
| 症 状 | ③ |
| 特定化学物質の取扱い上の注意事項 | |
| 技術的対策 | ④ |
| 注意事項 | ⑤ |
| 保管条件 | ⑥ |
| 使用すべき保護具等 | |
| 呼吸器用保護具 | ⑦ |
| 手の保護具 | ⑧ |
| 眼の保護具 | ⑨ |
| 皮膚及び身体の保護具 | ⑩ |
| 応急措置 | |
| 吸入した場合 | ⑪ |
| 皮膚についての場合 | ⑫ |
| 目に入った場合 | ⑬ |
| 飲み込んだ場合 | ⑭ |

標識フォーマットは2サイズです。どちらかをお選びください
600mm×450mm または 500mm×400mm

① 特定化学物質の名称

② 特定化学物質により生ずるおそれのある疾患の種類及びその症状

労働安全衛生総合研究所(JNIOSH) 化学物質情報
管理研究センターで公開されている
労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容を参考に入力します

③ 特定化学物質の取扱い上の注意事項

SDS「取扱い及び保管上の注意」等の内容を参考に入力します

④ 使用すべき保護具等

SDS「ばく露防止及び保護措置」等の内容を参考に入力します

⑤ 応急措置

SDS「応急措置」等の内容を参考に入力します

制作(例)

手順 02 SDS(安全データシート)のPDFデータを送付してください

正確な御見積又はご注文時はコピペ可能なSDS(安全データシート)のPDFデータが特定化学物質毎に必要になりますのでメールにて送付お願い致します

*コピペ不可なデータでは通常より入力、確認作業が多くその分費用が発生致します

*特化則第38条の3-5に該当する作業場の場合はあらかじめイヘルドの作業場に該当するかご連絡下さい。その場合フォーマットを変えて校正を致します